

テレビ等レンタルシステム設置協定書

地方独立行政法人 市立大津市民病院（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙所有のカード式テレビ等の物件（以下「本件物件」という。）の設置及び利用に関し、下記のとおり協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲乙間の本件物件の設置及び利用に関する基本的事項を定めるものである。

（本件物件の所有権及び本件物件明細）

第2条 本件物件の所有権は乙に属し、その本件物件は（別表1）の通りとする。

（設置場所）

第3条 甲は、乙に対して甲の指定する施設に乙が本件物件を設置することを承諾する。

2 前項に基づき乙が本件物件を設置する場所は次のとおりとしその具体的設置場所は甲が別途指定する。

住所：大津市本宮二丁目9-9

名称：市立大津市民病院：市立大津市民病院

（利用方法）

第4条 利用者が本件物件を利用するときは、乙の指定するテレビカートまたは現金にて利用することとし、その利用料金は次のとおりとする。

（1）テレビの利用料金は_____円で_____分の視聴時間とする。

（2）冷蔵庫の利用料金は、1日（24時間）あたり_____円とする。

（3）洗濯機の利用料金は1工程_____円とし、乾燥機は_____分_____円とする。

（4）ファクシミリは、公衆ファクシミリと同一料金とする。

（5）複合機コピーは、モノクロ_____円/枚、カラー_____円/枚とする。

（本件物件の管理/保守）

第5条 甲は、本件物件の故障、破損、盗難、その他の異常を発見したときは、遅滞なくこれを乙に連絡し、乙は早急に対処するものとする。

2 本件物件は、常に良好に利用されるよう、乙が責任をもって維持管理を行うこととする。

（費用負担）

第6条 本件物件の設置・保守等にかかわる一切の費用は次のとおり甲乙が分担して負担するものとする。

（1）本件物件の設置・保守及び故障修理にかかる費用は乙の負担とする。

（2）本件物件の設置に伴うNHK受信料は乙の負担とする。

（3）本館物件の利用にかかる電気料金は甲の負担とする。

（4）動産保険料及び本件物件に係る公租公課は乙の負担とする。

（5）病院案内ソフト（院内放送）の変更費用は乙の負担とする。

（6）病棟等の移動の際の移設に係る費用は乙の負担とする。

（7）その他の費用については、本契約に照らし甲乙協議の上決定するものとする。

(管理手数料及びレンタル料金)

第7条 第4条で定めるテレビカードの売上金(以下「売上金」という。)は全て乙に帰属するものとし、乙は当該売上金の_____%を甲の管理手数料として甲に支払うものとする。

2 乙は前項の管理手数料の当月分を、翌日末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

3 第1項の売上金とは、毎月のテレビカードの売上金から精算金を控除したものをいう。

4 テレビカードに残度数がある場合は、1円単位を切り捨て、10円単位で乙の設置する精算機等により手数料なく精算できるものとする。

5 本契約期間中に消費税が変更になった場合は、視聴時間等について甲乙で協議することとする。

(本件物件の管理)

第8条 甲は、本件物件に関し入質・転売・贈与等、乙の所有権を侵害する行為は一切しないものとする。

(協定締結期間)

第9条 本協定の締結期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(協定の解除)

第10条 甲又は乙のいずれかが本協定の各条項に著しく違反した場合は、甲又は乙の違反をしていない一方は、協定期間内であっても本協定を解除することができる。

2 本協定が解除されたときは、乙は自己の責任と費用負担により、遅滞なく本件物件を撤去する。

(疑義の解釈)

第11条 本協定に定めなき事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として本書二通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その一通を保管するものとする。

令和 年 月 日

大津市本宮二丁目9番9号

甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院
副理事長 若林 直樹

乙 _____

